



流障第1459号

平成30年8月8日

流山市福祉施策審議会
会長 鈴木孝夫様

流山市長 井崎 義治



(仮称)「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」の制定について(諮問)

平成18年国連総会で障害者の権利に関する条約が採択され、第2条の定義では「言語」とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされた。平成23年に改正された障害者基本法(昭和45年法律第84号)においては、手話が言語として明記され、平成28年には千葉県においても「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が制定されました。

しかし、流山市においても手話が言語であることの認識が進んでいないのが現状です。

本市では手話が言語であることへの理解の促進と普及に努め、障害の有無にかかわらず、すべての市民が円滑にコミュニケーションがはかられ、お互いを理解しあい安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」を制定するものです。

つきましては、当該条例の制定にあたり、流山市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。

記

(仮称)「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」(案)について
別添のとおり